

『東大和市農業振興計画』の素案に対するパブリックコメントを実施します。

東大和市では、平成20年に平成29年度までの10年間を計画期間として東大和市農業振興計画を策定しました。その後の社会情勢を踏まえ、平成24年度に計画内容等の見直しを行いました。

その計画期間が平成29年度末で終了することから、その後の農業振興にかかる施策の方向性を定めるために計画を策定します。

このたび、本計画の素案を取りまとめましたので、お知らせするとともに、市民の皆様から広く意見をいただくため、次の方法でパブリックコメントを実施します。

1 東大和市農業振興計画策定の目的

本市の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手の不足、都市化の進行など、非常に厳しい状況にあります。

国においては、食料・農業・農村基本計画（平成27年3月）で、総合的かつ計画的に講ずべき施策として、多様な役割を果たす都市農業をはじめとして、女性農業者が能力を最大限発揮できる環境の整備などを掲げています。

また、近年では、都市農業の多様な機能を発揮するため、都市農業振興基本法（平成27年4月）の制定と、この法律に基づく都市農業振興基本計画（平成285月）が策定されました。

さらに、農林水産・地域の活力創造プラン（平成28年11月改定）では、国民の食を守り、美しく伝統ある農山漁村を将来に渡って継承していくこととしています。

東大和市では、このような都市農業を取り巻く社会情勢が変化する中、農業振興施策を実施していく上で、持続可能な都市農業の創造・多面的機能の発揮と魅力ある新たな農業の振興に資するため、『東大和市農業振興計画』を策定するものです。

2 素案の内容

『東大和市農業振興計画』素案

3 素案の概要

第1章 現状と課題

1節 東大和市の概要

2節 東大和市の農業の現状

3節 農業者の意向等

- 4 節 市民（消費者）の意向
- 5 節 農業振興の課題

第2章 将来像と基本的方向

- 1 節 将来像
- 2 節 基本的方向
- 3 節 農業経営の目標
- 4 節 施策の体系

第3章 施策内容

- 1 節 担い手の確保・農業経営の強化
- 2 節 農地の保全と活用
- 3 節 農あるまちづくりの推進
- 4 節 農業生産と消費の拡大

第4章 計画の推進

- 1 計画推進体制の確立

4 意見を提出できる方

- (1) 市内在住の個人
- (2) 市内に事業所等を有する個人
- (3) 市内に事業所等を有する法人等
- (4) 市内在勤の個人
- (5) 市内在学の個人
- (6) 当該施策に利害関係があると認められる個人
- (7) 当該施策に利害関係があると認められる法人等

5 意見の提出期間

平成29年12月25日（月）から平成30年1月23日（火）まで（必着）
※期間終了後に提出された意見については、パブリックコメントへの意見としてお受けできませんのであらかじめご了承ください。

6 資料の閲覧方法

- (1) 東大和市公市ホームページ
- (2) 文書閲覧 市民部産業振興課（東大和市役所1階3番窓口）

7 意見の提出先、方法及び提出様式

(1) 提出先

市民部産業振興課（東大和市役所 1 階 3 番窓口）

(2) 提出方法

次のいずれかの方法により、提出してください。

- ・ 書面の持参
- ・ 郵送 〒207-8585 東大和市中央 3-930 東大和市 産業振興課宛て
- ・ F A X 0 4 2 - 5 6 3 - 5 9 2 7
- ・ 電子メール sangyoushinko@city.higashiyamato.lg.jp

(3) 提出様式等

様式は自由です。別紙に意見書の参考様式を用意しております。

なお、提出の際には次に掲げる事項を明記してください。

- ア 市内在住の個人 住所及び氏名
- イ 市内に事業所等を有する個人 事業所の名称、所在地及び氏名
- ウ 市内に事業所等を有する法人等 事業所等の名称、所在地、団体名、及び代表者氏名
- エ 市内在勤の個人 勤務する事業所等の名称、所在地及び氏名
- オ 市内在学の個人 在学する学校の名称、所在地及び氏名
- カ 当該施策に利害関係があると認められる個人 利害関係を有することが明らかにできる事項、住所及び氏名
- キ 当該施策に利害関係があると認められる法人等 利害関係を有することが明らかにできる事項、所在地、団体名及び代表者氏名

8 提出された意見等を公表する時期

寄せられた意見の概要や意見に対する市の考え方等は、平成 2 9 年 2 月末までに東大和市公式ホームページで公表する予定です。

なお、公表にあたっては、住所、氏名等の個人情報を除きます。

9 注意事項

- ・ 電話及び窓口での口頭による意見はお受けできません。
- ・ ご意見をいただいた方への個別の回答は行いませんので、あらかじめご承知おきください。